

# 文教警察委員会会議記録

文教警察委員長 鴛海 豊

## 1 日 時

令和3年9月21日（火） 午後1時00分から  
午後4時00分まで

## 2 場 所

第2委員会室

## 3 出席した委員の氏名

鴛海豊、吉村哲彦、三浦正臣、麻生栄作、原田孝司、小嶋秀行、猿渡久子

## 4 欠席した委員の氏名

なし

## 5 出席した委員外議員の氏名

大友栄二、守永信幸、平岩純子、小川克己

## 6 出席した執行部関係者の職・氏名

教育長 岡本天津男、警察本部長 松田哲也 ほか関係者

## 7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

## 8 会議の概要及び結果

- (1) 第74号議案のうち本委員会関係部分、第85号議案及び第86号議案については、可決すべきものといずれも全会一致をもって決定した。
- (2) 第76号議案については、可決すべきものと総務企画委員会に回答することに賛成多数をもって決定し、第82号議案については、可決すべきものと農林水産委員会に回答することに全会一致をもって決定した。
- (3) 大分県長期総合計画の実施状況について、公社等外郭団体の経営状況等について及び新型コロナウイルス感染症に係る対応についてなど、執行部から報告を受けた。
- (4) 閉会中の継続調査について、所定の手続を取ることとした。
- (5) 県外及び県内所管事務調査について協議した。

## 9 その他必要な事項

なし

## 10 担当書記

議事課委員会班 主任 麻生由香里  
政策調査課調査広報班 主任 麻生ちひろ

# 文教警察委員会次第

日時：令和3年9月21日（火）13：00～

場所：第2委員会室

## 1 開 会

## 2 警察本部関係

13：00～14：00

### (1) 付託案件の審査

第 86号議案 訴えの提起について

### (2) 諸般の報告

①大分県長期総合計画の実施状況について

②公社等外郭団体の経営状況等について

(公益財団法人大分県暴力追放運動推進センター、公益財団法人大分県交通安全協会、公益財団法人大分県防犯協会)

③国東警察署の新築工事の状況と今後の予定について

### (3) その他

## 3 教育委員会関係

14：00～16：00

### (1) 合い議案件の審査

第 76号議案 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部改正について

第 82号議案 大分県マリンカルチャーセンターの設置及び管理に関する条例の廃止について

### (2) 付託案件の審査

第 74号議案 令和3年度大分県一般会計補正予算（第9号）（本委員会関係部分）

第 85号議案 物品の取得について

### (3) 諸般の報告

①新型コロナウイルス感染症に係る対応について

②大分県長期総合計画の実施状況について

③教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について

④令和3年度全国学力・学習状況調査の結果について

⑤通学路の安全点検について

⑥豊学校及びさくらの杜高等支援学校の校舎新築工事の進捗状況について

⑦公社等外郭団体の経営状況報告

(公益財団法人大分県奨学会、公益財団法人大分県スポーツ協会)

⑧教職員の懲戒処分について

### (4) その他

#### 4 協議事項

16:00~16:10

- (1) 閉会中の継続調査について
- (2) 県外及び県内調査について
- (3) その他

#### 5 閉 会

## 会議の概要及び結果

**鴛海委員長** ただいまから、文教警察委員会を開きます。

本日は、委員外議員として大友議員、守永議員、平岩議員、小川議員に出席いただいています。

委員外議員の方が発言を希望する場合は、委員の質疑の終了後に挙手し、私から指名を受けた後、長時間にわたらないよう、要点を簡潔に御発言願います。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けた議案3件、総務企画委員会及び農林水産委員会から合い議があった議案2件です。

この際、案件全部を一括議題とし、これより、警察本部関係の審査に入ります。

まず、付託案件の審査を行います。

第86号議案訴えの提起について、執行部の説明を求めます。

**松田警察本部長** 鴛海委員長をはじめ委員の皆さま、また委員外議員の皆さまにおいては、平素から警察業務の各般にわたり御理解、御支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

8月20日付けで大分県警察本部長を拝命した松田です。どうかよろしく申し上げます。

コロナ情勢が非常に厳しい中での着任となり、私自身も往来や外食を控えており、それでも近隣のスーパーなどを利用すると、豊の国おおいの魅力を片りんを感じています。

今後、警察本部長として、職務に尽力していくので、どうぞよろしく申し上げます。

本日の委員会では、付託案件1件について審査いただき、その後、諸般の報告として、大分県長期総合計画の実施状況について、ほか2件の案件を御説明します。それぞれについては担当部長から御説明するので、よろしく申し上げます。

**芦刈生活安全部長** 第86号議案の職員の公務中の交通事故に係る訴えの提起について、お手元にお配りしている資料に沿って御説明します。

今回の訴訟の相手方は、由布市在住の男性で

す。相手方に対する請求額は、20万7,578円です。

事案の概要について、資料の図面を御覧になりながらお聞きください。

平成30年12月30日午前0時33分頃、大分市荏隈町の県道交差点において、公務のため進行中の大分中央警察署巡査部長が運転するミニパトが、同交差点を右折して同交差点に面した店舗の駐車場に進入しようとした際、交差道路を直進してきた相手方の運転する原付がミニパトの右後部に衝突し、相手方が負傷するとともに双方の車体が損傷した事故に関して、相手方が、同巡査部長に注意義務違反があるとして、大分県に対し1億7,496万3,988円の損害賠償金を支払うよう求めて、令和3年3月31日に大分地方裁判所に提訴しました。

これに対して、相手方には酒気を帯びて原付を運転していたこと等の過失があることから、ミニパトの損害額を支払うよう求めて、大分地方裁判所に反訴を提起するものです。

**鴛海委員長** 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さまから質疑、御意見等はありませんか。

**麻生委員** 飲酒運転根絶に向けた県民運動を展開している中で、相手方は、酒気帯び運転と分かった上で、1億7,496万円の損害賠償を求めたということですが、法律の専門家として弁護士が相手方についているのでしょうか。それはどなたですか。

**芦刈生活安全部長** 具体的な名前ですか。

**麻生委員** 言っていることも悪いことも、それも含めてどうですか。

**芦刈生活安全部長** 名前については、ここではお答えできません。

**麻生委員** 県民をあげて飲酒運転根絶運動を展開している中で、飲酒運転という事実が分かっている、法律家がこういう形で、こんな多額の請求金額を提訴するのは考えられないことなので、そういった背景が何かあるのかなと思います。

してね。特にそういうことはないわけですね。信じられないというか、我々からすると考えられないことだし、飲酒運転根絶運動そのものに対しても、これは大きな問題だなと。こういう人は徹底的に公表すべきではないかと思ったもので、意見として申し上げておきます。

**芦刈生活安全部長** 提訴されているので、今後、裁判でその点はちゃんと審議されるものと思っています。

**小嶋委員** 関連してですが、事故が起こって一定の期間がたっていますよね。3月31日に提訴されて、事が少し大きくなったと思うんですが、この2年間の警察の動き——警察が酒気帯び運転をしていた相手方に対してどのような対応をしてきたのかと、その2年余りの間はこういうことがあったかをお聞かせください。

**芦刈生活安全部長** まず、2年前の事故で、適正な捜査をしています。この2年間は、相手方がこの事故によりけがをしたということもあり、その治療に時間を要したということです。

**小嶋委員** けがはしているんですけど、入院なさっていなかったと思うんですよね。その間、酒気帯び運転に対する処罰はしてなかったんですか。

**芦刈生活安全部長** 警察は捜査を尽くして、それを検察庁に送致する形はしっかり取っています。相手方は、けがをして入院していて、それから、リハビリですね、そういう背景もあり、期間を要しました。

**小嶋委員** もちろん収監するとか、そこまでの刑ではなかったんですけども、酒気帯び運転と現認しているわけで、一つの刑事罰としての罰が与えられていれば、法律家によって1億何千万円も請求されることはなかったと思うんですけど、事の処理が適切に行われてきていなかったということが一つの大きな原因としてあるのではないかなと思うんです。要するに、酒気帯び運転というのは後から分かったわけではなく、その時点で分かっているわけでしょう。酒気帯び運転に対する処罰がきちっとあれば、1億円も請求できる立場にないというのはあらかじめ分かるわけですね。麻生委員が言うように、

法律家がそんなことできるわけではないではないかということだと思うんですよ。処罰としてきちっと手続していたのかどうか。

**芦刈生活安全部長** 処分についてはコメントする立場にはないんですけども、警察は捜査をして、その書類的なものをちゃんと検察庁まで送致をしているということです。

**三浦委員** 私も関連ですが、相手が酒気帯びで、その後、相手方が1人から4人も増えて、プラス法外な1億7千万円という普通では考えられない金額を請求されているわけで、具体的な積み上げ等も全く見えてきません。今、正に麻生委員、小嶋委員がおっしゃるように、例えば極端な話、お亡くなりになっているわけでもない中、1億7千万円が県に対して提訴されるのは、違和感というか、全く考えつかないというか、どのような経緯なのかなと。

あわせて、交通部として、芦刈部長だけでなく、三浦部長の考え方をお聞かせください。

**芦刈生活安全部長** 私から、まず提訴を起している相手方が1人から4人増えて、合計5人ですが、これは当事者を含む家族です。

あと積み上げの関係ですけども、これは今から提訴して裁判をするという状況なので、コメントを差し控えさせていただきます。

**三浦交通部長** 詳しい事故の状況についても、裁判になりますので。ただ、パトカーが悪いとか、原付が悪いとか、事故の形態はあるんですけども、止まっているところに原付がぶつかったという事実ですね、どちらがいいとか悪いとかいう話は別として、飲酒運転は間違いないので、飲酒運転でしっかり送致しています。

**鴛海委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**鴛海委員長** 委員外議員の方は、質疑等はありませんか。

**小川委員外議員** 今、話を聞いても、一般常識に照らしても、誰しも納得できるような内容ではないと思うんですね。したがって、毅然とした対応で、県をあげて対応していただきたい。しかも、1億7千万円なんて、ふざけるなど私たちは言いたいぐらいの気持ちですけど、ぜひ

そこらをお互い共有しながら、きちんとした対応で臨んでいただきたい。よろしく願います。

**芦刈生活安全部長** 弁護士と相談しながら、しっかり対応していきたいと思っています。

**守永委員外議員** 少し確認したいんですが、別に相手方の擁護をするわけではなく、この事故によってどのような障がいや相手方が負ったのか。それによって、御家族の方が訴訟人に名を連ねているわけですがけれども、どういう家庭状況なのか、現状が分かれば教えていただきたいのと、あと、説明の中でパトカーは止まっていたと話があったんですがけれども、向こうのセブンイレブンの駐車場に入るため止まっていたところにぶつかったとなると、この道路の真ん中寄りや衝突位置であれば、かなり運転そのものも左端ではなくて中央寄りを走っていたという状況になるんですが、その辺はどういう状況だったのか、何か分かるような説明をいただければと思います。

**芦刈生活安全部長** 家庭環境ですが、個人のプライバシーに関わる問題で、裁判でつまびらかにされるかと思うので、この場での回答は控えさせていただきます。

**三浦交通部長** 事故の状況についても、裁判があるので、すみませんが控えさせていただきます。

**鴛海委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**鴛海委員長** ほかに御質疑等もないので、これより採決します。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**鴛海委員長** 御異議がないので、本案については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、付託案件の審査を終わります。

次に、執行部より報告をしたい旨の申出があったので、これを許します。①から③について、一括して報告を求めます。

**森實警務部長** 大分県長期総合計画の実施状況

について御報告します。

お手元の資料、別冊の大分県長期総合計画の実施状況についてを御覧ください。

また、まち・ひと・しごと創生大分県総合戦略基本目標・施策KPI達成状況についても別紙としてお配りしています。これは、別冊に記載している目標指標から、総合戦略に掲げた基本目標と施策KPIを抜き出したものですので、後ほど御覧ください。

それでは、別冊の1ページをお開きください。

指標による評価や指標以外の観点からの評価、施策に対する意見・提言により、59施策の総合評価の結果を記載しています。施策の進捗状況は、AからDの4段階での評価としていますが、施策の進捗が、順調に進んでいるA評価及び概ね順調に進んでいるB評価は、表の上から3行目にあるように、46施策で全体の78.0%となっています。また、やや遅れているC評価は13施策で22.0%となっています。

次に、2ページをお開きください。

目標指標の進捗状況についてですが、これは、プラン2015の各施策に設定された99の目標指標のうち、令和2年度の目標値の設定のある98の目標指標の達成状況を記載したものです。

表の1行目にあるように、達成から著しく不十分までの4段階の区分としています。98指標のうち、2年度達成率が100%以上の達成及び90%以上の概ね達成であったものは、表の上から3行目にあるように、69指標で全体の70.4%となっています。一方、90%未満の達成不十分及び80%未満の著しく不十分であったものは29指標と前年に比べ15指標増加しています。これは、参加者数や利用者数を指標として設定しているものについて、新型コロナウイルス感染症の影響で、例年よりも達成度が不十分なものが多くなっていることによります。

3ページには、令和2年度に実施した事業の評価結果を記載した主要な施策の成果（事務事業評価）、376ページ以降に、参考資料として、政策、施策ごとの令和2年度の目標値に対

する達成度及び最終年度令和6年度の目標値に対する達成度が一目で分かるようレーダーチャート方式で示しているの、後ほど御覧ください。

お手数ですが、4ページにお戻りください。

4ページに安心、次の5ページに活力、6ページに発展と分野別に掲載しています。

それでは、警察本部が所管する施策について御説明します。

83ページをお開きください。

政策名は、安全・安心を実感できる暮らしの確立です。このうち、警察本部に関する施策は、ページの左側の中ほど、Ⅲ政策を構成する施策の評価結果の欄の1 犯罪に強い地域社会の確立及び2 人に優しい安全で安心な交通社会の実現の二つです。

84ページをお開きください。

まず、一つ目の施策、犯罪に強い地域社会の確立についてですが、ページ中ほどのⅡ目標指標欄のi 刑法犯認知件数とii 特殊詐欺被害件数を御覧ください。

i 刑法犯認知件数については、令和2年の目標値3,170件以下に対し、実績は、3,087件で、達成度は、102.6%でした。

この要因については、Ⅲ指標による評価に記載のとおり、地域の実態に即した犯罪防止対策、防犯ボランティア等の活性化に向けた支援活動、街頭防犯カメラの設置促進等による、地域の防犯力の強化や犯罪の起きにくい環境づくりの取組による効果が出たものと考えています。

次に、ii 特殊詐欺被害件数については、令和2年の目標値121件以下に対し、実績は、112件で、達成度は、107.4%でした。

この要因については、これまでのコールセンター事業や各種媒体を活用した広報啓発活動等に加えて、金融機関・コンビニ等と連携した水際対策による効果が出たものと考えています。

続いて、90ページをお開きください。

二つ目の施策、人に優しい安全で安心な交通社会の実現について御説明します。

ページ中ほどのⅡ目標指標欄のi 交通事故死者数とii 交通事故負傷者数を御覧ください。

i 交通事故死者数については、令和2年の目標値38人以下に対し、実績は、43人で、達成度は、86.8%となり、僅かながら、目標の達成に至りませんでした。過去5番目に少ない死者数となりました。

この要因については、Ⅲ指標による評価に記載のとおり、交通事故発生状況の分析結果に基づき、交通死亡事故や重傷事故が多発する路線、エリアにおいて、広報啓発活動や交通指導取締りを重点的に推進したのですが、交通事故死者数は、前年度よりも2人増加し、目標値の達成には至らなかったものです。

次に、ii 交通事故負傷者数については、令和2年の目標値4,500人以下に対し、実績は、3,020人となり、達成度は、132.9%でした。

この要因については、交通ボランティア等と連携した街頭啓発活動や交通安全広報、教育を通じた県民全体の交通安全意識の高揚に向けた取組を推進した効果が出たものと考えています。

資料の86ページから89ページ及び92ページから95ページについては、それぞれの施策を構成する事業の事務事業評価を記載しているので、参考としてください。

**石角組織犯罪対策課長** 警察本部が所管する公社等外郭団体の経営状況等を御報告します。

お手元の文教警察委員会説明資料の2ページから4ページを御覧ください。

警察本部が所管する団体のうち、大分県公社等外郭団体に関する指導指針に基づき報告する団体は3団体です。

県の出資比率が25%以上等の指定団体は、公益財団法人大分県暴力追放運動推進センター及び公益財団法人大分県交通安全協会の2団体です。

出資比率が25%未満のその他の出資等団体は、公益財団法人大分県防犯協会の1団体です。

まず、組織犯罪対策課が所管する公益財団法人大分県暴力追放運動推進センターの経営状況について御報告します。

経営状況の説明の前に、当団体の概要について簡単に説明します。

当団体は、暴力のない明るく住みよい大分県の実現に寄与することを目的に、平成3年8月に財団法人として設立され、平成4年5月に暴力団対策法に基づき、県公安委員会から、暴力団排除活動推進センターとして指定を受け、暴力団排除活動における県の中核として活動しています。また、平成25年2月には、暴力団対策法に基づき、地域住民の代理として暴力団事務所の使用差止め請求訴訟ができる適格都道府県センターとして国家公安委員会から認定を受けています。

団体の経営状況については、資料2ページを御覧ください。団体の名称及び代表者については、項目1に記載のとおりで、本年6月に変更がありました。なお、団体名については、暴力団排除大分県民会議から大分県暴力団排除活動推進センターに変更されています。これは、暴力団対策法上の団体の名称や全国都道府県暴追センターとの統一を図ったものです。

団体の基本財産は、項目2記載のとおり、県出資は4億6,500万円で、出資比率は76.3%です。

事業内容は、項目3記載のとおり、暴力根絶のための啓発及び広報活動や暴力団員による不当な行為に関する相談業務などです。

令和2年度決算状況は、項目4記載のとおり、当期正味財産増減額は、149万7千円の増加であり、正味財産期末残高は、6億2,804万5千円です。正味財産の増加は、新型コロナウイルスの感染拡大により、各種事業が中止若しくは延期された影響から、これらに係る経費が減少したことが主な要因です。

資産関係については、貸借対照表の項に記載のとおり、資産総額は6億3,433万7千円、負債総額は629万2千円です。

負債の主なものは、職員の退職金の積立てであり、借入金ではありません。

次に、項目5、6記載の問題点及び懸案事項、その対策ですが、当団体の経営状況はここ数年安定しているものの、将来的には基本財産の運用益が大幅に目減りすることが見込まれるため、公益事業を安定的に推進するためには、県民の

理解と協力を得つつ、賛助金の拡充に努力する必要があります。県警察として、当団体の活動を広く県民に浸透させるよう指導監督するとともに、より緊密に連携しながら暴力団排除活動を推進していきます。

**渡邊交通企画課長** 続いて、交通企画課が所管する公益財団法人大分県交通安全協会の経営状況等について御報告します。

文教警察委員会説明資料の3ページを御覧ください。

項目2のとおり、当団体への県からの出資金はありませんが、運転免許更新時講習事務や保管場所入力業務等、県の事務と密接な関係を有する事業を多く行っていることなどから、特に指導監督する必要がある団体になっています。

項目3の事業内容ですが、交通安全思想普及のための広報啓発や交通安全教育、交通秩序維持のための優良運転者の育成や運転者教育等の交通事故防止活動を実施しています。

項目4の令和2年度の決算状況については、下線を引いている当期正味財産増減額は1,242万円の増加となっています。

主な要因としては、自動車学校の入校生増加に伴う事業収益が大幅に増加したことがあげられます。

項目5の問題点及び懸案事項として、平成26年から実施した財政再建計画により一旦は経常黒字となっていたものが、平成29、30年度は、免許更新者数の減少に伴い、会費収入や講習収益が減収し、赤字となったことがあげられます。

令和元年度、2年度は、経常黒字となりましたが、今後も運転免許更新者数の影響により、経常赤字となることも懸念されます。こうした課題については、項目6の対策及び処理状況に記載のとおり、今後も健全な財政運営を維持することができるよう、業務の効率化などについて、必要な指導、助言を行っていきます。

**仲井生活安全企画課長** 最後に、生活安全企画課が所管する、公益財団法人大分県防犯協会の経営状況等について御報告します。

文教警察委員会説明資料の4ページをお開き

願います。

大分県防犯協会は、県知事の認定を受け、平成23年4月1日に公益財団法人へ移行しました。

項目2にあるとおり、同団体への県の出資額は200万円で、県出資比率は7%です。

人的支援の状況ですが、大分県防犯協会への県職員の業務援助はありません。

項目3の事業内容ですが、同団体は、防犯思想の普及及び高揚並びに犯罪の防止、少年非行の防止及び青少年の健全育成等の活動を実施しています。

次に、項目4の財務状況です。経常収益から経常費用を差し引いた当期経常増減額は11万3千円増加したものの、当期正味財産額は4万4千円減少し、正味財産期末残高は3,557万4千円となっています。

これは、前年に比べ、給料手当等の職員賃金やその他旅費交通費等の支出は減りましたが、賛助会入会金等による収益も減ったため、若干の赤字収支となったものです。

最後に、項目5の問題点及び懸案事項、項目6の対策及び処理状況についてです。

ここ数年、経営状況は安定していますが、賛助会費収入について、昨年度は若干減少し、賛助会員数は近年減少傾向にあります。

防犯思想の普及等の公益事業を効果的に推進するためには、賛助会員の拡大など県民の理解と協力が不可欠です。そのための対策として、同団体ではホームページや広報誌等を活用して団体の活動状況を広く県民に広報して理解を求めるとともに、各種行事を通じての呼びかけ、当団体役員による企業の訪問等により、各種団体への協力依頼等を行っています。

警察本部としても、自主防犯活動の中核である同団体に対して、引き続き安定した運営と効果的な事業活動について必要な助言を行っています。

**森實警務部長** 国東警察署新築工場の状況についての御報告です。

資料は5ページをお開きください。

工事は予定どおり進んでおり、現在は令和3

年10月8日の完成に向けて、残りの道場部分と内装の仕上げを行っています。

新庁舎は鉄筋コンクリート造り4階建てで、延べ床面積は旧庁舎の2.2倍となります。

河川氾濫時の浸水区域外に立地し、庁舎の耐震化を図ったほか、敷地には受水槽やガスバルクを備え、災害時に水や燃料を使用することができます。道場と霊安室の屋根に県産材を、1階待合室の椅子には国東市の特産である七島イを使用しています。

警察署の開署は、令和3年11月29日を予定し、準備を進めています。

開署後の12月21日に竣工式を予定しています。県下のコロナ感染状況によりますが、現時点では規模を縮小して開催したいと考えています。

**鴛海委員長** 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さまから質疑、御意見等はありませんか。

**麻生委員** 県出資法人の経営状況報告について、公益財団法人暴力追放大分県民会議の代表が交代したり、名称が変わっているようですが、その中で賛助会員の獲得が困難化していると。県出資金が大変多額ですよ。反社勢力についてはかなり厳しくやってきた関係で、果たしてこれだけの出資金で引き続き運営していくことが必要なのかなど。経済界の方は、ある程度成果が出たということで引き始めているのかなという気もしているんですが、この辺の経過についてまず説明ください。

**石角組織犯罪対策課長** 確認ですが、法人名と代表者名の変更の経過ですか。（「はい」と言う者あり）その点については、名称についての変更はさきほども申しましたが、設立以降、暴力追放大分県民会議という名称を使っていました。全国的にも、全都道府県にこの団体はあるんですが、県民会議という名称を使っているところもあれば、暴力追放センターを使っているところもあるというようにばらつきがあったんですけれども、暴力団対策法の中には暴力追放運動推進センターという名称が規定されているので、その名称と統一性を持たせるという意味

において、当県の団体も県民会議の名称から暴力追放運動推進センターという名称に変更しました。全国的にもこの暴追センターという名前の変更が今順次進んでいる状況です。

もう一つの代表理事の交代については、長く前大分商工会議所会頭の姫野清高氏に担っていただいていたのですが、当時の商工会議所の会頭も役を下りられています。次の会頭に本来お願いするところですし、実際お願いもしたんですけども、残念ながらお断りということでしたので、急きょ、理事あるいは県民会議の暴力追放活動に長く御尽力いただいた方の中から選ぶということで、暴力追放運動推進センターで選定したところ、設立以降、暴力追放相談委員として各種の相談業務に乗っていただいていた弁護士古庄玄知氏に引き受けていただけということで、理事会評議員会に諮ったところ、異議なく可決、承認されたという経緯です。

**麻生委員** 弁護士ということですが、例えば、反社勢力の弁護を行うようなことがある方が理事会構成員の中にいるか、あるいはそういった係争案件があるのかといった部分のチェックは当然必要だろうと思います。

また、県出資法人の組織だから、当然、マッチポンプみたいなことがあってはならんわけで、そういった部分のチェックがしっかりなされているのか伺います。

**石角組織犯罪対策課長** 弁護士の活動については両面あると思いますけれども、少なくとも暴力追放運動に従事していただく以上、弁護士会の中でも民事介入暴力対策委員などに所属されて、長く対暴力団ということで活動されてきた弁護士の中から選ばれるものと承知しています。具体的には、県民会議の理事会評議員会の権限ですが、そこに名前が出る段階において、警察でもその辺の連携は密にしています。

**麻生委員** 県出資法人ですから、その辺は厳格に徹底的にやってください。

**吉村副委員長** 私からは、人に優しい安全で安心な交通社会の実現に関連して伺います。

横断歩道を渡ろうとしている歩行者がいて、そこをすっと通り過ぎてしまう運転者の取締り

はどういう状況か簡単に伺います。

**三浦交通部長** 横断歩道は、ここ数年、大きく取り上げられてきました。信号機のない横断歩道で、どのくらいの車が人がいたら止まるのかは、大分県はワーストということでお話ししました。

4年ほど前から歩行者妨害の取締りを強化し、当時は300件そこそこであったのが、今は5倍ほどの取締りをしています。あわせて、交通安全協会などの関係機関等にもお願いして、思いやりの会議等を開いて、横断歩道の手前で止まろうという運動と言ったらおかしいんですけども、そういう流れを今つくっているところ です。

今後も、県主催の思いやりの会議があります。交通安全協会のメンバーがほとんど入ってくれているんですけども、それを開催して、各企業、各団体等々に横断歩道の手前、人がいたら止まろうというのを広めていきたいと思っています。

**吉村副委員長** 今後御検討いただきたいのですが、道路の横断歩道に人が立っているかがそもそも分かりづらいと。街路樹等があるので、見えづらい区間もそれなりに多いのではないかと声をいただいています。警察だけでどうなる問題ではないですが、道路管理者とも協議いただきながら、安全を確保するという部分で除去していい街路樹等であれば、視界は開ける形も重要なかなと思うので、また関係機関と御検討いただければと思います。よろしくお願ひします。（「分かりました」と言う者あり）

**小嶋委員** 今の吉村副委員長の話に関連して、横断歩道に歩行者がいるのは、私もしょっちゅう見落としますね。対向車が止まると、何でかなと思って見て、そのときには横断歩道の上に私がいたというのがしょっちゅうです。新聞にも載っていましたが、手をあげてもらうことが有効ではないかと思います。歩行者に少し負担をかけるんですが、やはり渡りたいという意思表示をしていただくのが一番安全だと思うんですね。特に小中学校の子どもたちにはぜひ。子

どもは車が止まるものだと思って出る場合もあって、事故に巻き込まれることがあると危険です。復活をぜひ強力で押し進めていただくのがいいのではないかなと思います。

それから、刑法犯認知件数は、目標値を下回ったと。初委員会の際に申し上げましたが、やはり交通事故はゼロを目指すのが当たり前ではないかという主張をしました。県警における目標値の立て方は、よほどシビアに検討していかなければならないと思っているので、その点についての考え方で平成26年を基準値にしている根拠。

それから、特殊詐欺被害件数です。これも基準値よりも下回っているのですが、それはそれで評価できると思うんですけども、特殊詐欺被害は多岐にわたっているのです。今、起こっている特殊詐欺の傾向などをきちっと分析していただいて、先手でそれを阻止するというか、起こさない、起こさせない。もともと本気ですけど、県警もかなり本気になったなという状況をプロジェクトでもつくって研究をして、それを活動にいかすことを考えていただくといいのではないかなと思っています。

多すぎて申し訳ありませんが、最後に、交通安全協会の件です。交通安全協会は、運転免許証更新のときに会費を2千円払って加入しますが、現状の加入率、どのような加入促進の活動をしているかについて、お聞かせください。

**三浦交通部長** まず、横断歩道について、委員が御指摘のとおり、手をあげてという話は、昭和47年の大分に新日鉄ができた後、車の台数も少なかった頃、交通事故は人対車ではなかったんですね。そのときは、車対車の片側1車線で正面衝突が多かったときに、警察庁がこういう交通安全をしてくださいと教則をまとめた本に、昭和47年まで、手をあげてというのがうたわれていました。それから消えるんですけども、今年復活しました。新聞で御案内のとおりです。

なぜかという、さきほどから私が説明しているとおり、非常に歩行者事故が多い。過去5年間に大分県では209人の方が亡くなってい

ます。そのうち5割くらいの88人が歩行中です。さらに、そのうちの8割、9割、六十数人が道路を横断中です。大分県は教則から消えたとしても、交通安全協会がやってくれている幼稚園のモンキークラブや高齢者の老人クラブなどには、まず、横断歩道に立ったら右を見て、左を見て、手をあげて、真ん中まで渡ったら今度は左を見てということで、大分県はその教育をずっとやってきました。

ただ、活動層ですね、私みたいな若い——若くはないですが、要は高校、大学、社会人になるとなかなか手をあげることができません。そうは言っても、交通安全協会にお願いしてはやってきたんですが、4月にまたうたい込まれたことによって拍車がかかったということで、4月以降、関係機関等に、手をあげなくても何か示すことをお願いしますと展開してきました。またぜひ御協力をいただければと思いますので、よろしくお願いします。

それと、飛びますが、交通安全協会に関しては、会費が2千円で、年間17万人ぐらいの方が更新等をします。そのうち大体平均すると4割の方が会員に入ってくれて、お金をいただくんですが、平均すると年間1億5千万円です。もし100%の方が加入なら、3億7、8千万円になる話なので、今回は黒字でしたが、経営収支なども一挙に黒字に転じるという話です。

ただ、交通安全協会も、会員募集にあたっては協会の仕事を理解していただくとか、今は会費と免許更新は別なので何とか宣伝をして、会員募集に四苦八苦していますが、前向きに検討しているようです。

**芦刈生活安全部長** 長期総合計画の基準値ですが、旧長期総合計画では、最大件数の平成16年の1万7千件を基に、その半減ということで、8千件以下という目標を立てていました。現在の新長期総合計画は平成26年にできたんですが、当初は数字を5,384件、平成36年の数値を4千件として……（「36年」と言う者あり）平成36年までに目標値を4千件以下にするということでした。

その目標値を早々に達成したので、再度見直

して、令和6年までに2,850件まで落としていこうと目標値をつくっています。

この2,850という目標値は、犯罪率——人口10万人当たりの犯罪の数値が日本で一番低い秋田県の数値247.0件を大分県に引き戻したものです。

特殊詐欺の関係ですが、御指摘のとおり、多くの手口があり、コロナ禍に入って一番はやっているのがパソコンのサポート詐欺です。パソコンにウイルスを送り、ここに電話してくださいという形で電話をさせて、このパソコンのウイルスを駆除するにはお金を振り込まなければいけないですよと、金額的にはそう大きくはないんですけれども、コンビニで電子マネーを買わせて、その番号を教えろというように、常に手口を変えてくるようになっています。

警察としては、そういう被害をできる限り減少させるために、いわゆる水際対策ですが、コンビニにお願いをして、定期的に5万円買いに来る人に声をかけてもらって、被害の防止を図っていただいている状況です。

それと、還付金、いわゆる給付金詐欺ですが、コロナに便乗して市役所から還付金があると銀行に誘い出し、窓口はコロナで受付ができないので、金融機関に設置されているATMでお金を下ろせということで、キャッシュカードの暗証番号を押させて、相手方の口座に振り込ませると。銀行協会と連携して、ATMでの携帯電話の使用はやめようといった呼びかけをやって、ATMにポスターを貼っています。

被害に遭ったそのような事例については、広報システムのみもめーるで、こういう事例があったので注意してくださいと、マスコミ等に情報提供をして注意喚起を促すといった対策をしています。

**小嶋委員** ありがとうございます。最後の件は前の委員会でも申し上げましたが、視覚に訴えるという意味で、テレビですごくリアルに、見ただけで自分がそういうことを経験しているという恐怖感を持たせるような、恐怖感と言っていいかわかりませんが、そういう番組を短いものでいいんですが編成していただいて、

高齢者の皆さんが見る時間帯に流してもらうとか。

実は私も訳が分からずにパソコンをクリックしたら、今は周りに誰もいませんか、一人ですかと確認するんです。そして、ここに電話しないとだめですよ、これを消そうとしても消えませんよと言うんですよ。それを聞くと相当うろたえますね。だから、そういうことをするかもしれない年齢層がよく見る時間帯ぐらいに、10秒か20秒でいいと思うんでリアルなものを放映することもぜひ検討していただきたいと思います。答弁は結構です。

**鴛海委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**鴛海委員長** 委員外議員の方は、質疑等はありませんか。

**守永委員外議員** 質問というよりは、こうしたらどうかという提案になるんですけれども、県出資法人の経営状況報告概要書で交通安全協会の問題点及び懸案事項で、自動車学校の収益が増えたけれども、免許更新者数の減少に伴って赤字が懸念されるという指摘がされています。例えば、決算状況欄に免許更新者の何人中何人が会費を納入したという内訳を数字で載せていただくと、交通安全協会そのものが県民に評価されているかの判断基準にもなるし、もっと県民の皆さんに訴えかけなければならぬんだなということが分かるので、そういう工夫を凝らしていただけると資料として見やすいかなという気がしました。一応提案ということで。

**鴛海委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**鴛海委員長** ほかに御質疑等もないので、以上で諸般の報告を終わります。

この際、何かありませんか。

**原田委員** 松田本部長においては、大分に赴任されて、これからの県警の発展に向けてぜひ御尽力いただきたいなと思っています。

新聞か何かで略歴を見たときに、松田本部長は工藤会の事件にも福岡県警で関わられたという記事を読んで、ああ、そうなんだと思いながらですね。今まで本部長がお見えになっても、

なかなかゆっくり話を聞く機会がなかったんですけど、委員会の皆さんにお願いですけど、いわゆるあの事件というのは、市民運動に対して又は警察官や看護師への襲撃事件もありましたけど、本当に見習う作戦だったなと思っているものですから、ぜひそういった話が聞ける機会を持っていただけたらなと思って。これは委員会の皆さんと県警本部長にお願いですが、そういった気持ちを発言させていただきました。

**鴛海委員長** 皆さんと協議したいと思っておりますので、そのときはまたよろしくお願ひします。

**松田警察本部長** よろしくお願ひします。

**麻生委員** コロナ禍での警察活動、御苦労さまです。職員のコロナワクチンの接種状況で、希望される方は、2回の接種が終わったんでしょうか。その辺の状況が分かれば。

**足達警務課長** 警察職員のワクチンの接種状況については、5分の4ほどが2回のワクチン接種終了となっています。

**麻生委員** 大変でしょうけど、これで一安心かなと思っています。また機会があれば、感染状況とか、いろいろ困っていること、御苦労されただければと思います。

**鴛海委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**鴛海委員長** ほかにないようですので、これをもって警察本部関係の審査を終わります。

執行部はお疲れさまでした。

執行部が入れ替わるので、5分休憩します。

午後1時59分休憩

午後2時 5分再開

**鴛海委員長** これより、教育委員会関係の審査に入ります。

本日は、委員外議員として大友議員、守永議員、平岩議員、小川議員に出席いただいています。

まず、総務企画委員会及び農林水産委員会から合議のあった、議案2件について審査を行います。第76号議案行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一

部改正についてのうち、教育委員会関係部分について及び第82号議案大分県マリンカルチャーセンターの設置及び管理に関する条例の廃止についてのうち、教育委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

**岡本教育長** 教育長の岡本です。はじめに私から一言、御挨拶を申し上げます。

委員の皆さまには、日頃から教育行政の推進に様々な御尽力をいただいていることに改めて厚くお礼申し上げます。

本日は、合議議案件2件、付託案件2件、諸般の報告8件について、説明、報告します。関係事項はそれぞれ担当課長から御説明します。よろしくお願ひします。

**山上教育財務課長** 議案書の17ページ、第76号議案行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部改正について御説明します。

文教警察委員会資料の1ページをお開きください。

今回の改正は、デジタル改革関連法が本年5月に成立しマイナンバー法が改正されたことに伴い、本県のマイナンバー条例について必要な改正を行うものです。

改正内容については、法改正によりマイナンバーを利用する事務に提供できる特定個人情報が増加されたため、関連する県単独事業の事務についても、提供できる特定個人情報を追加するものです。そのうち、教育委員会に関する部分について説明します。

具体的には、高等学校等就学支援金の申請事務について、これまで地方税情報の照会により添付書類削減を図ってきましたが、生活保護世帯については、非課税であるため、地方税の課税情報が確認できず、別途生活保護受給証明書を提出する必要がありました。今回の法改正により、生活保護受給情報についても市町村への照会が可能となり、生活保護受給証明書の提出が不要となります。

本県では、この支援金に関連して、学び直し支援金、専攻科修学支援金、奨学給付金を県単

独事業として実施しており、今回、これらの事務についても、同様の取扱いができるよう必要な条例の改正を行うものです。施行日は、公布の日としています。

**後藤社会教育課長** 次に、議案書の28ページ、第82号議案大分県マリカルチャーセンターの設置及び管理に関する条例の廃止について御説明します。

文教警察委員会資料の2ページをお開きください。

マリカルチャーセンターは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条の規定等に基づき、社会教育施設として位置付けられています。平成4年に開館しましたが、利用者の減少等により、平成29年に売却又は貸付けとする方針を定め、これまで利活用策を検討してきました。

2経緯にあるように、これまで民間事業者等からの利活用策の公募や施設紹介を進めましたが、具体的な利活用策の提示には至りませんでした。また、建物等を設置できる地上権契約が今年度末で満了することになっています。そのため、地権者である佐伯市に今後の取扱いについて意見照会したところ、④佐伯市の回答にあるように、佐伯市は、センターを利活用しない、県が売却又は貸付けを行わないと判断した場合は、速やかに建物等を解体し、土地を明け渡すことと回答がありました。

以上を踏まえた検討の結果、建物等の解体及び更地化の上、土地を明け渡すこととしました。このため、今回の定例会において、設置及び管理に関する条例の廃止議案を提出します。

**鷺海委員長** 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さまから質疑、御意見等はありませんか。

**麻生委員** マリカルチャーセンターに関しては社会教育施設ということで、特に豊後水道の県南の海——大分は県南と別府湾と周防灘という三つの海域によって全然違いますが、佐伯市は社会教育施設としての利活用はもう必要ないということだったのか、海の社会教育という視点で、今回、マリカルチャーセンターが廃止

されることによって、海で学ぶ社会教育的視点からどのような課題が出てきているか、お伺いします。

**後藤社会教育課長** この施設については農林水産部が所管しており、佐伯市とのやり取りは農林水産部が行ってきました。

社会教育施設として、現在、当課では香々地青少年の家を所管しています。香々地の海岸には大分県の数多くの種類の海の生物がいるというようなことを大分マリンパレス水族館の研究者から聞いているので、今、委員が心配していただいた部分については、香々地青少年の家で補えるのではないかと考えています。

**麻生委員** 補えない部分も間違いなくあると思います。県南エリアの各市町村教育委員会関係、あるいは社会教育関係団体の皆さんとしっかりそういった検証をした上で、今日のこの状態に至っていると思ったんだけど、ちょっとその辺が浅いなど痛感しました。そのことだけは指摘し、今後、そういった部分についてもしっかりとやっていってほしいなと思います。

**三浦委員** マリカルチャーセンターですが、社会教育施設としての位置付けということで、平成4年4月にマリノポリス基本構想に基づいて開館されたということで、開館後、年数的にまだ30年ほどですが、県として、このマリカルチャーセンターは社会教育施設としての役割をある一定程度終えたということでしょうか。確かに老朽化したかもしれないけれども、マリカルチャーセンターの社会教育施設としての役割をどのように捉えているか、教えていただきたいと思います。

**後藤社会教育課長** マリカルチャーセンターについては、昭和57年に大分県が策定したマリノポリス基本構想の中心施設として、海洋レジャー観光推進の中核施設として設置されたようです。社会教育施設に正式に位置付けられたのが平成17年と聞いています。

私も現場にいたときは、教育合宿等でこの施設を利用したこともあり、随分助かる施設ではあったんですが、今回、老朽化し、維持費用が随分かさむということで、廃止やむなしという

ことになったようです。

社会教育施設としての機能については、さきほど申し上げた香々地青少年の家及び九重青少年の家で引き継いでいきたいと考えています。

〔「分かりました」と言う者あり〕

**鴛海委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**鴛海委員長** 委員外議員の方は、質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**鴛海委員長** 別に御質疑もないようですので、これより採決します。

まず、第76号議案について、本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと、総務企画委員会に回答することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う者あり〕

**鴛海委員長** 御異議があるので、挙手により採決します。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと、総務企画委員会に回答することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

**鴛海委員長** 挙手多数です。

よって、本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに決定しました。

次に、第82号議案について、採決します。本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと農林水産委員会に回答することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**鴛海委員長** 御異議がないので、本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと農林水産委員会に回答することに決定しました。

以上で、合い議案件の審査を終わります。

次に、付託案件の審査を行います。

第74号議案令和3年度大分県一般会計補正予算（第9号）のうち、教育委員会関係部分について及び第85号議案物品の取得について、

一括して執行部の説明を求めます。

**山上教育財務課長** 議案書の1ページ、第74号議案令和3年度大分県一般会計補正予算（第9号）の教育委員会所管分について御説明します。

議案書の12ページをお開きください。

繰越しの早期設定をお願いするものです。

高等学校施設整備事業費2億7千万円は、県立学校校舎の大規模改修工事について、新型コロナ対策で緊急的に実施している空調工事等と日程が重なったことから、発注時期の見直しにより適正な工期を確保するものなどです。

支援学校施設整備事業費4,600万円は、大分地区新設知的障がい特別支援学校の実施設計について、国が定める特別支援学校設置基準の内容によっては見直しが必要となることから、十分な工期を確保するものです。

以上、合計で3億1,600万円となっています。

続いて、議案書31ページ、第85号議案物品の取得について御説明します。

文教警察委員会資料の3ページをお開きください。

予定価格7千万円以上の動産の買入れについては、大分県県有財産条例第2条の規定により、議会の議決に付すこととされていることから、今回の3Dプリンター及び3Dスキャナー式の取得にあたり、お諮りするものです。

今回調達する3Dプリンター及び3Dスキャナーは、3物品取得の概要にある、工業等の専門学科を有する県立学校10校に対し、3Dプリンター等を活用した、ものづくりのプロセスを体験することで、より高い専門性を持った人材育成につなげるために整備するものです。

契約の方法は一般競争入札、取得予定金額は1億3,021万8千円です。契約の相手方は、株式会社エムツーアイです。

**鴛海委員長** 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さまから質疑、御意見等はありませんか。

**吉村副委員長** 第85号議案について伺いたいと思います。情報科学高校は既に3Dプリンタ

ーが入っていたような気がするんですが、そこはこういった扱いになるんですか。

**三浦高校教育課長** 情報科学高校には3Dプリンターが導入済みであり、今回は高性能なスキャナを購入するもので、3Dプリンターは含まれていません。

**吉村副委員長** ありがとうございます。

**小嶋委員** 繰越明許の説明がありました。2億7千万円の方は、今回の一般質問でもさせていただきました。校舎の大規模改修のときに自動水栓の改修も多分行っていると思うんですね。この2億7千万円の方で、あとどれくらいの学校が残っているのか。

私は自動水栓を見に行きました。学校によると思いますけど、三つあるうちの一つだけ自動水栓になっていました。大規模改修で学校が新しくなるので、水道だけ自動水栓でないことはないと思うんですが、最終的には上下のレバー、これなら大丈夫かなという気がします。これから行う大規模改修のときにトイレの水栓は今の形で継続して行うのか、三つあるところは三つとも自動水栓にするのか、考え方を教えてください。

**山上教育財務課長** 考え方は、管理棟、普通教室棟、特別教室棟のトイレの手洗い場は、一つは必ず自動水栓にするという方針です。今、約1,400か所対象があるうちの1,200か所済んでいるので、今年度中にあと200か所程度を整備して、今、申し上げた全ての1,400か所のトイレのうち、一つは自動水栓になる予定です。

**小嶋委員** あと200か所しか残っていないということですが、二つ残して一つだけを自動水栓にすると3分の1の金額になるのか、その辺の評価によっては、せっかくやるなら全部自動水栓にするのが正しい方向ではないかなと思うんですが、再度お願いします。

**山上教育財務課長** 今回の整備は、電気工事を伴うものではありませんでした。一つ一つに電池式のをそろえることで、金額は8,700万円程度の予算でやっています。去年の補正で学校のトイレの洋式化とか、特別教室棟の空

調とか、いろんなものの御予算をいただいたので、我々としてもなるべく多くと思ったんですが、限られた予算の中で、電気工事を伴わないものだったので、基本的には3か所のうち1か所で、3分の1の値段で済んでいると考えています。

**小嶋委員** 分かりました。また議論させていただきます。

**三浦委員** 第85号議案です。工業系高校にとっても素晴らしい3Dプリンター等の配置ということでいいなと思っているんですけど、一方で3Dプリンター、CADもそうですけど、スキャナ等は普及し始めてかなりの年数が既にたっているわけで、もう少し早く各工業高校に配置ができなかったのかなと感じています。設置は今年度末ということですが、九州各県の状況等が分かれば、教えていただきたいと思います。

**山上教育財務課長** 今回の予算で私ども11億5千万円ですが、九州各県についても、同程度かあるいはそれ以上の予算で、今回整備するところがほとんどです。

ちなみに、毎年4千万円程度の予算をいただいて、ものづくり関係の専門高校のいろんな機材を入れていますが、なかなか厳しく、1高校当たり1,300万円もするような機材はこれまで入れられなかったというのが実情です。

**三浦委員** 言うまでもありませんけど、いいものが入るので、しっかり専門性の高い人材育成、いい人材を育ててほしいと思います。よろしくお願いします。

**鴛海委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**鴛海委員長** 委員外議員の方は、質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**鴛海委員長** ほかに御質疑等もないので、これより採決します。

まず、第74号議案について、本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**鴛海委員長** 御異議がないので、本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第85号議案について、本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**鴛海委員長** 御異議がないので、本案については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、付託案件の審査を終わります。

次に、執行部より報告をしたい旨の申出があったので、これを許します。まず、①から④の報告をお願いします。

**重親教育改革・企画課長** 新型コロナウイルス感染症に係る対応について御報告します。

委員会資料の4ページをお開きください。

県内の新型コロナウイルス感染症の感染者数は、9月20日公表時点で、7,938人となっており、そのうち児童生徒は、県教育委員会のまとめで814人、教職員は58人です。今日あと30分ほどで公表になりますが、もう2人追加されるので、児童生徒数は816人になります。

いわゆる第5波と言われる7月中旬以降では、それぞれ546人、19人です。感染経路については、家族内感染がその多くを占めています。なお、この間の学校におけるクラスターは、5件発生しています。

学校における感染対策については、文部科学省の学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルに基づき、基本的な感染対策を徹底するとともに、地域の感染状況を踏まえ、学習内容や活動内容を工夫しながら、可能な限り教育活動を継続し子どもの健やかな学びを保障していくこととしています。

学校関係者に感染が確認された場合は、速やかに保健所等と連携し、迅速かつ的確に学校内での感染拡大を防ぐ措置を取っています。また、必要に応じて、感染者が発生した学校へスクールカウンセラーを派遣するなど、児童生徒の心

のケアにも努めています。

具体的な取組をいくつか御説明します。

まず、資料の2番ですが、児童生徒を感染から守るため、県の方針として教職員等のワクチンの優先接種を行っています。幼稚園、小中学校教職員、進学や就職試験を控えた高校3年生、さらには県営接種センターを活用し高校教職員等にも対象を拡大し優先接種を進めています。また、感染力の強いデルタ株による感染が急拡大する中、学校が新学期を迎えるにあたって、8月中旬に教育長メッセージとして、児童生徒、教職員の健康管理の徹底や部活動等での感染防止策など、注意事項をまとめ、各県立学校宛てに発するとともに、県教育委員会として次のような取組を実施しています。

一つは、デルタ株にも有効とされる基本的な感染対策の徹底です。これは、マスク、手洗い、換気はもちろん、同居家族が体調が悪ければ躊躇なく学校を休むように呼びかけをしています。

二つは、資料5ページ②ですが、通学時の感染リスクを低減するため、高校生通学バスの運行を行っています。

三つは、本年8月の国の通知に沿って、児童生徒等の感染が確認された場合の学校での対応のガイドライン、これは、主に保健所の業務が逼迫している場合の学校の対応を整理したものです。各県立学校宛てに通知し、各市町村教育委員会等にも周知しました。

四つは、出席停止等によりやむを得ず登校できない児童生徒に対し、積極的にオンラインによる学習支援に取り組むよう各県立学校等に通知しています。1人1台端末については本年4月、感染拡大を想定した学習等への対応や平常時からの活用等を通知していますが、今回の感染拡大を受け、子どもの学びの保障のため、さらなる利活用促進の取組を進めています。

また、8月末には、感染が確認された学校の生徒が誹謗中傷を受ける事案が発生しました。当該校へスクールカウンセラーを派遣し、生徒の心のケアに努めるとともに、県福祉保健部等と連携し、再発防止のための呼びかけやクラスター発生時の校名公表を行わないなどの対応を

行いました。引き続き、関係部局や市町村教育委員会等と連携しながら、学校での感染防止対策を徹底していききたいと思います。

続いて、諸般の報告②大分県長期総合計画の実施状況についてです。

資料は、別冊の大分県長期総合計画の実施状況についてを御覧ください。目標達成度の評価方法等については、既に警察本部から説明しているため省略します。

まず、6ページを御覧ください。

表の右から2列目に所管部局がありますが、教育庁は八つの施策を所管しています。

左から2列目の政策欄、1生涯にわたる力と意欲を高める「教育県大分」の創造においては、その二つ右の指標評価は、1施策を除いて、概ね達成以上となっています。

2芸術文化による創造県おおいの推進及び3スポーツの振興においては、コロナの影響による活動制限や、スポーツ大会の中止などにより、目標達成が困難となった結果、指標評価は著しく不十分となりました。

続いて、それぞれの指標の中で、目標を達成している指標と未達成の指標について、それぞれ主なものを説明します。

290ページをお願いします。

ページ中ほどのⅡ目標指標の一番左、指標欄を御覧ください。

児童生徒の学力（全国平均正答率との比）ですが、表の中ほど、2年度の欄にあるとおり、達成度は、小学校101.4%、中学校106.4%となっています。

ページ下段のⅢ指標による評価のiにあるとおり、知識・技能の確実な定着と活用する力の向上を図るため、学校の組織的な授業改善や習熟の程度に応じたきめ細かな指導の充実等に取り組んだことにより、目標値を達成しました。引き続き、授業改善に取り組むとともに、ICTを活用した授業を実践していきます。

続いて、304ページをお開きください。

目標指標グローバル人材として活躍するための素地を備えた生徒の割合の達成度は105.6%となっています。

指標による評価ですが、グローバルリーダー育成塾などの従来からの取組に加え、オンライン・グローバル・キャンパスなど、新たな取組を導入したことにより、目標値を達成したものです。今後も内容を充実させながら、継続していきます。

続いて、308ページをお願いします。

目標指標i不登校児童生徒の出現率の全国との比（小・中学校）については、国の調査公表時期の関係で元年度の数値を用いていますが、達成度89.4%となっています。

指標による評価のiですが、地域児童生徒支援コーディネーター、教育相談コーディネーター等の連携により、教育相談体制が強化されたものの、僅かに目標値に届きませんでした。今後も、スクールカウンセラー等の教育相談体制の充実を図っていきます。

続いて、330ページをお願いします。

目標指標i「協育」ネットワークの取り組みに参加する地域住民の数の達成度は96.4%となっています。

指標による評価のiですが、「地域とともにある学校づくり」協議会の開催など、「協育」ネットワークとコミュニティ・スクールとの連携を強化したことにより、地域学校協働活動が充実し、目標値を概ね達成しました。

一方で、目標指標のii公立図書館の利用者数は達成度49.4%となっています。

指標による評価iiにあるとおり、新型コロナウイルス対策として、宅配貸出や電子書籍などの非来館型サービスを進めたものの、県内全域で休館や開館時間の短縮など利用制限が続いたことで来館者数が大きく減少したものです。

今後も電子書籍等のサービスの充実と読書のPRを行うことで、図書館の利用促進を図っていきます。

続いて、348ページをお願いします。

目標指標ii総合型地域スポーツクラブの会員数について、達成度77.8%となっています。

指標による評価iiにあるとおり、魅力ある総合型クラブの育成に努めたものの、高齢者会員数の減少や若者等の新規入会者が伸び悩んだこ

とに加え、新型コロナウイルスの影響を受けたものです。

今後も、運動プログラムの充実により、クラブの魅力度を高めていきます。

主なものは以上ですが、今後もこのような客観的な成果や課題を踏まえ、取組の充実に努めます。

続いて、諸般の報告③教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について御説明します。一部、計画として重複する部分があり、重ねた説明になることを御容赦ください。

点検・評価結果報告書は別冊でお配りしていますが、概要資料にて御説明します。

それでは、委員会資料の6ページをお願いします。

教育委員会は、毎年、教育委員会の担う事務の実施状況を点検・評価し、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに公表することとされています。前年度にあたる令和2年度の教育委員会の事務に関する点検・評価結果について御説明するものです。

点検・評価は、大分県長期教育計画（「教育県大分」創造プラン2016）の目標指標を用いて、学識経験者などの御意見をいただきながら実施しています。

資料7ページを御覧ください。

各目標指標の達成状況についてです。

まず、ページ右上を御覧ください。達成率の評価基準は、100%以上で達成、90%台を概ね達成、80%台を不十分、80%未満を著しく不十分とする4区分で分類しています。

全体では、上段の円グラフにあるとおり、達成及び概ね達成となった指標の合計が全体の67.2%となっており、昨年度の86.8%を下回る結果となっています。

この結果について、さきほどの説明でも申し上げましたが、例えば、公立図書館や県立歴史博物館の利用者数や、大会の多くが中止や延期となったスポーツの国際大会出場者数など、新型コロナウイルスの影響を受けた指標があることが要因と考えています。

一方で、例えば、本を読まない児童生徒割合

や、むし歯本数など、新型コロナの影響にかかわらず、継続した課題と認識できる指標もいくつか見られました。

続いて、8ページには目標指標ごとの達成率のレーダーチャートを載せています。

9ページには基本目標ごとの達成状況を示しているのを御覧ください。

続いて、資料の10ページから11ページには、達成率が著しく不十分又は不十分となった指標を黒地に白抜き文字で記載しています。

このうち、新型コロナウイルスの著しい影響により著しく不十分、不十分となった指標については12ページと13ページにまとめて記載しています。

達成率が著しく不十分となった指標については、教育委員会会議や学識経験者や保護者などを委員とする大分県長期教育計画委員会の場で、それぞれの課題や今後の対応等について御意見を頂戴しています。また、コロナの影響を受けた指標については、コロナ禍においても工夫して取組を進めていく必要があると認識しています。

今回の点検・評価の結果を踏まえ、今後の教育行政の施策に適切に反映していきたいと考えています。

**武野義務教育課長** 続いて、令和3年度全国学力・学習状況調査の結果について御報告します。

委員会資料の14ページをお開きください。

本調査の目的は、上段右側に記載しているとおりであり、平成19年度から実施しています。

今年度は、令和3年5月27日に実施しました。調査の対象学年は、小学校第6学年、中学校第3学年。実施した教科は、小学校では国語・算数の2教科、中学校では国語・数学の2教科。また、生活習慣や学習環境などに関する質問紙調査を児童生徒及び学校に対して実施しています。

2結果の概要を御覧ください。

文部科学省より提供された本県及び全国の平均正答率を整数値で記載しています。

正答率の数値については、数値データの単純な比較が、序列化や過度な競争を助長する一つ

の要因として考えられるため、文部科学省の指導により、全国値については、小数点以下第1位までを公表、都道府県別については、整数値で公表することとなっています。本資料では、大分県の数値と全国値を比較しやすくするため、いずれも整数値で示しています。結果については、記載しているとおりです。

下段の資料2を御覧ください。

本県と全国の各教科の平均正答率の差の推移を示しています。教科に関する調査は、平成30年度までは、主として知識に関する問題をA問題、主として活用に関する問題をB問題として出題していましたが、平成31年度から知識、活用を一体的に出題することとなりました。

なお、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症に係る学校教育への影響等への考慮から、実施されませんでした。

次に、15ページを御覧ください。

上段は、平均正答率の分布一覧です。点線四角囲みの平均正答率20%以下の児童生徒の割合は、小中いずれの教科でも全国平均より少ないという結果になっています。義務教育は、全ての子どもたちに一定レベルの学力を身に付けさせることを使命としていますので、低学力層の引上げについては、今後一層力を入れていきたいと考えています。

下段の資料4を御覧ください。

児童生徒質問紙調査の結果の一部です。

まず、国語、算数・数学の教科が好きかという質問の結果を示していますが、全ての教科で全国より高い結果となっています。

次に、16ページを御覧ください。

上段は、新大分スタンダードに関する質問の回答状況を小中学校別に経年で示しています。

下段には、ふだんのテレビゲームにかける時間について質問を示しています。上段に全国値との比較、下段に本県の経年変化を示しています。平成29年度結果と比較すると2時間以上すると答えた児童生徒の割合が大幅に増えています。コロナ禍により家にいる時間が増加したことが要因であると考えられます。ただ、大分県調査の質問項目で、テレビを見る時間につい

ては、大きく減少している状況があることから、余暇の時間の使い方の変化など、生活様式の変化もあるのではないかと考えます。

次に、17ページを御覧ください。

上段は、学校質問紙の特徴的な質問の結果です。学校運営の状況や課題を教職員間で共有し、組織的に取組を進めている学校は、前回調査よりも減少していますが、全国値よりは依然、高い数値となっています。

また、コロナ関係では、学習内容が不十分である児童生徒を対象とした補習を行った学校も、全国値と比較すると、高い結果となっています。このような各学校の取組も、今年度の結果につながっていると捉えています。

最後に下段を御覧ください。

本結果を受けての今後の取組です。

大きく二つの取組を進めていきます。授業力を高めることにより、自立した学習者を育成する組織的な取組の推進と、Withコロナにおける特別活動や体験的な学習の保障です。

**鴛海委員長** 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さまから質疑、御意見等はありませんか。

**猿渡委員** コロナ禍での対応、本当にいろいろと御苦労されながら取り組んでいらっしゃるかと思います。それに敬意を表したいと思います。

報告①について、この資料の5ページに、学校での児童生徒の対応ガイドラインがありますが、8月27日にこのガイドラインが示されたんですが、全国的にこのガイドラインの受け止めが誤解を呼んでいる部分があると私は赤旗を見て、きちんと正確に各市町村の教育委員会を含めて受け止めて活用しないといけないと思います。

出席停止だとか、行政検査の本人負担があるのか、県としてどのように捉えて認識されているのか。濃厚接触者と、濃厚接触者ではないけれども同じクラスという周辺の検査対象者についての認識をまず伺います。

**重親教育改革・企画課長** 委員が御指摘のとおり、結構新聞とかでも教育現場の負担になるという記事が出ていたりしますが、通知が来たと

きに文部科学省にもいろいろ問い合わせ、こういう理解でいいのかといろいろ聞き取った上で、教育現場でちゃんとワークするようにちょっとプラスアルファしてガイドラインを示したというところが、県教育委員会の対応です。

まず、ちょっと誤解されている読み方で一番多いのが、今回のガイドラインによって保健所の調査を飛ばして県教育委員会が臨時休業の判断ができるかのような報道のされ方とかもありましたが、これについては、保健所の調査が全くなく、衛生的な知見のない教育委員会が臨時休業を決めていくということではなくて、あくまで保健所の業務が逼迫した場合において、学校で濃厚接触者の候補者リストを作ることができるというガイドラインになっており、あくまでも学校がやるのは候補者リスト作成で、それも、どの範囲が濃厚接触者になるのかはガイドラインに目安として書いています。

例えば、マスクなしで何分間話したとか、同じクラスの中でとか、そういうのがあるんですけども、それに基づいて候補者リストを作って、最終的に保健所に提出して、保健所がこういう状況であればこの範囲でいいねとか、ここが足りないねとか、あくまでも最終的に濃厚接触者と決めるのは保健所であるという点は従来と変わりません。

そういった結果に基づいて臨時休業をどの範囲でやるのか、例えば、濃厚接触者がクラスの中に何人かいたら学級閉鎖にしようとか、そういった学級がいくつかあるのであれば学年閉鎖にしようとか、学校全体でそういう状況になっているのであれば臨時休業にしようとか、保健所が忙しくてレスポンスが悪く全容がなかなか分からないとき、それが分かるまでは一旦全校臨時休業にしようとか、こういう判断は法的にも設置者の判断でできるので、保健所の見解は変わらず踏まえながら、迅速に必要な範囲の臨時休業を判断していくのが今回示されたガイドラインの肝であると我々は理解して、そういったところをまず県教育委員会としては整理をしました。

かと言っても、学校で濃厚接触者の候補者リ

ストを作るのもなかなか大変ではないかと考え、その場合は県教育委員会に所属する保健師が何人かいるので、学校現場に派遣するとか、派遣が難しかったらリモートで対応したりとか、そういったところで学校現場の負担を少しでも減らせる形で工夫して、県のマニュアルとして整理しました。

この整理したマニュアルについては、小中学校の設置者は市町村になるので、市町村の教育委員会にも県の対応としてはこうですと周知しました。

**猿渡委員** 濃厚接触ではないけれども、その周辺にいる子どもたちの対応で誤解が生じているのが、検査費用が学校や家庭の負担になるという誤解をしているところもあったりするみたいですが、それは周辺検査対象者も行政検査で行政の負担だと、本人負担はないということ、あるいは出席停止の判断も、周辺検査対象者は陰性なら出席可能ということですけれども、その辺を含めて市町村教育委員会にも周知徹底されているのか、どうでしょうか。

**重親教育改革・企画課長** 検査負担のところをさきほどお答えし忘れていましたけれども、さきほど申し上げた形で、保健所が検査が必要だと示したところについては行政検査となるので、個人負担で検査してくださいということにはなりません。

また、必ずしも濃厚接触者だけを検査するかというと、そうでもなくて、その他接触者だけ検査が必要だと保健所の見解があったら、行政検査として検査されるものです。我々が把握している限り、検査したかったら個人負担でやってくださいといった事例は承知していません。濃厚接触者ではない人たちも行政検査をする場合もあるということ、検査が個人負担というのは特段承知していない状況です。

一方で、あわせて簡易検査キットも配備しています。例えば、保健所の見立てで検査対象とならなかったけれども、活動状況からして少し不安が残る場合とか、そういった場合に検査キットを使っていただく配備もしています。そういった運用については、市町村教育委員会にも

通知という形で周知しています。

出席停止の判断の件については、濃厚接触者であれば、仮に陰性だったとしても2週間出席停止になるのが大枠の運用で決められています。そこは県教育委員会、市教育委員会に限らず、どちらでもそういう判断になると思うし、例えば、その他接触者で検査して陰性であれば、行動制限はかからないので出席はできるんですけども、ただ、感染状況を踏まえてちょっと心配だということ御欠席されることも、今の全国的な運用としては、それで休んだ場合も欠席扱いにはならなくて、出席停止扱いで出席にも欠席にもカウントしない、要は欠席ではないという柔軟な取扱いができるようになっていて、そういった運用については市教育委員会も含めて周知がなされています。（「分かりました」と言う者あり）

**原田委員** コロナ感染症に関してなんですけど、大分県では2回目の接種を半分以上の人が終わったという話があったんですけど、これから高校生、中学生の接種について、教育委員会としてどのようにお考えなのか、お聞きします。

**重親教育改革・企画課長** まず、高校生のワクチン接種に関しては、説明の中でもあったとおり、受験や就職を控えてという高校3年生について、県全体の方針で優先接種を進めたところなんです。

その接種率は、9月1日時点で1回ないし2回打った人が約60%という形になっています。12歳以上が今対象となっているので、残りの高1、高2、中学生については、県内の全市町村で12歳以上の対象者で接種希望の人は申し込める状況なので、希望に応じてエントリーしていただくことになると思います。

先般、文部科学省からも受験生の接種に配慮をお願いしますという通知が来ているので、それについてはさきほど申し上げたとおり、高校3年生は既に優先接種をしたところですけども、そのほかの受験生に関しても、12歳以上がエントリーできる中で必要な時期までに希望者が接種できるように配慮をお願いしますということを、福祉保健部から各自治体に通知して

いて、県教育委員会も市町村教育委員会に通知、アナウンスしています。

あわせて、ワクチン接種を正しい知識、正しい理解に基づいて選択できるようにということ、これも県の福祉保健部が作った接種に関するポスターがあり、それもあわせて市町村教育委員会に通知をしています。

気を付けなければいけないのは、あくまでも任意なので、接種を推奨するようなことで同調圧力とか一種の強制みたいな形にならないように、打たない、打てない人に対して差別や偏見につながらないように配慮をお願いしますということもあわせて、市町村教育委員会には県教育委員会から通知しています。

**原田委員** よく分かりました。確認ですが、もう既に市町村によっては中学生も接種が始まっているということですか。

**重親教育改革・企画課長** はい、市町村によってはそのような状況です。

**吉村副委員長** コロナに関して、報道でもタブレットのアカウントの管理がいじめにつながったと問題になっていました。私の周りではそういった雑なアカウント、パスワードの管理は見聞きしませんでした。大分県内は大丈夫か、まずお伺いします。

**神崎教育デジタル改革室長** タブレットのアカウントについて、まず、県立学校については、それぞれパスワードを各個人が入れるので、基本的には報道されている乗っ取りとか、そういったことは起こりません。

また、生徒同士でチャットができない設定になっています。グループを作るときには教員が設定するようになっているので、必ず教員が参加したグループの中で会話がされるようになっています。

市町村についても同様に、ほとんどが県と同じiPadで、同じ設定になっています。グループを使っているところもありましたが、そこも生徒同士はチャットができない設定にしていると承知しています。

**吉村副委員長** ありがとうございます。大変安心しました。

ここからは要望です。私の子どもたちもタブレットを持って帰っていました。当然、地域差があるので仕方がないことですが、リビングに1週間ぐらい置きっ放し、ほぼ開いた形跡がないというのも、なかなか活用がまだ行き届かないんだろうと重々承知しています。小学生はワクチン接種ができない年齢なので、今後、自宅でのタブレット活用の準備はしっかりしておく必要があるのかなという気はしています。

タブレット上で課題だけやって、提出するだけというよりは、お昼にZoomとかを使って昼礼みたいなことをやっている様子もあったので、少しでも早くオンライン授業が展開できる準備だけでも、可能であれば進めていく。特に、小学校は今後の感染も少し気になるところです。

中高生のワクチン接種については、これも関係機関と協議、要望していただければと思うんですが、地域の声として、高校生、中学生、特に高校生だと資格試験があって、なかなか2回目の日にちを設定しづらいとか、中学生でもこういった学校行事があるから、なかなか1回目、2回目接種したいけど、日にちをどうしても選べないというところで二の足を踏んでいるという声を多く頂戴しました。可能であれば夕方以降にするとか、今、場所によっては時間の指定まではできないようだと聞いているので、そこまで対応いただけるのかというのは正直ありますが、可能であれば少し柔軟な対応をいただければと。夕方以降でいいよとかができるのであれば、協議のテーブルに乗せていただければ、少し保護者の皆さんも安心できるかなと思うので、御検討いただければと思います。

**重親教育改革・企画課長** ワクチン接種で御指摘いただいたことに関して、一つ補足です。

さきほど私の説明の中で、文部科学省から受験生への配慮という通知が来たという中に、各自治体で受験生とかに優先接種であったり、こういう配慮をやっているという好事例集が付いています。その中に、委員が御指摘の接種時間を夕方に設定するとか、例えば、キャンセルが出たときは受験生を優先するとか、そういった

配慮をしているという各自治体の事例が何個か付いており、あわせて市町村教育委員会、福祉保健部からは市町村の衛生部局に、好事例も活用しながら適切な配慮をお願いしますというお願いをしていますが、より必要な連携は今後もやっていきたいと思えます。ありがとうございます。（「ありがとうございます。よろしくお願いします」と言う者あり）

**麻生委員** 新型コロナに関して、いよいよこれから第6波が来るだろうと。あわせて季節性インフルエンザもそろそろ出てくるのではないかなど。両方出てくると大変だろうから、今から準備しておかないといけないと思うんですが、その辺について、各学校医とか、学校薬剤師とか、そういった関係部局との連絡と備えはどうなっているのかが1点。

それから、教職員がまず打っておくのも大事になろうかと思えます。子どもたちは重症化をほとんどしていないし、中には症状も出ていないと言われているので、むしろ教職員は大変だろうと思えます。打ちたいと思っていただけでもまだ打っていない、仕事の関係とか諸々の理由があって、打ちたいけれども打っていないという方も結構いらっしゃるのではないかなど。あるいは、心配だから余り打ちたくないと言っていた若い先生が、これだけ感染爆発すると打っておいた方がいいかなということで、打ちたいと思ったけれども、なかなか打つ機会がなくなってしまっている方もあろうかと思えます。そういった打てなかった人をどうするかというのは、どのようになっているか。

それから、情報提供として、スマートニュースだったかな、接種できるかかりつけ医の一覧表というアプリもあって、例えば、大分市だと、まだ21施設のかかりつけ医が受け付けていると、予約接種可能かがほとんど変わっていないんですよ。

そういうことも含めて、関係部局と具体的にどのような打合せをしながら取り組んでいるのか伺います。

**重親教育改革・企画課長** 御指摘のあった第6波については、3回目の接種をどうするかとい

う国の動きが気になるころではあるんですが、福祉保健部の感染症対策課ないしは部長、理事と常々打合せをやるので、今の段階で、第6波で3回目の接種をどうするかという具体的話があるわけではないですが、国の動きを見据えて、常日頃のコミュニケーションを密にして対応を徹底していきたいと思っています。明確なお答えができずに大変申し訳ありません。引き続き、福祉保健部と連携を密にして対応していきたいというのが一つ目です。

二つ目の、教職員等々で打ちたくても打っていない人がいたりとか、御指摘のように、最初はちょっと怖いなど思っていたけど、打ちますという人も出てくるというのは、現実にあると思います。

9月から県営接種センターの第2弾が県民全体を対象に始まりました。そのときに教職員向けに、それも強制にならないように、第2弾が開かれたので、希望していて、まだできていない人はぜひ御活用くださいというアナウンスは県教育委員会からしています。

あわせて、御紹介のあったアプリ等々についても、必要なものについてはまた福祉保健部とも連携しながら、積極的な情報提供を進めたいと考えています。

**麻生委員** せっかく学校医とか学校の薬剤師さんがいらっしゃるわけですからね。地域によってニーズは全然違うと思うんです。国とか県の福祉保健部を待っていたのでは間に合わない。もっと積極的に現場でよく連携を図って、その上で、逆に現場から、こうしてほしいというのがないと前に進まないと思います。そこはよく現場の声を聞きながら、それに応えられる準備を、窓口になって、福祉保健部や国とも連携を図ってやってほしいと。むしろ現場から先にやってほしいと思います。

**鴛海委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**鴛海委員長** 委員外議員の方は、質疑等はありませんか。

**大友委員外議員** 新型コロナウイルス感染症に関して、資料5ページ⑤に感染した児童生徒へ

の誹謗中傷への対応等がありました。これが原因だと思うんですが、情報がほとんど出てこない。例えば、私の息子が通っている高校は、感染者が出ましたが、何組なのか、何年生かすら分からない状況で、親としてはちょっと不安がありました。我々はそれでも大丈夫ですけれども、逆に現場の先生の声を知ると、当然、ガイドラインとかマニュアルとかに従って対応しているが、その中でも感染者が出ていると。マニュアルどおりやっているのに感染者が出ているので、抜け道は何なのかと。家庭内感染が多いということでしたが、現場で、例えば、部活で感染をしたとか、同じクラスで教室内だったのではないとか、体育でマスクを着用しているとか、実例から学びたい部分があるという現場の声があったんですね。

確かに、個人情報等あるので、なかなか出せない情報も多いとは思いますが、その辺の学校の情報共有の仕方についてお伺いしたいというのが1点。

あと、資料10ページ、これはちょっと私が把握してなくて、確認でお伺いしたいんですが、12歳児一人平均のむし歯本数で、フッ化物洗口を休止している市町村があります。どこが休止しているのか教えていただきたいのと、これはコロナの関係で休止していると思いますが、市町村ごとにとすることで、どういう基準で、どういう理由で休止しているのか、その辺をお伺いします。

**重親教育改革・企画課長** 私からは、1点目についてお答えします。

議員が御指摘のとおり、情報が出ないことによる不安という面もあるかなと思いますが、各学校においては、感染者が出た場合や臨時休業する場合は、保護者向けのメール等々で、学校から感染者が出たとか、濃厚接触者の特定は終わっていますとか、消毒は終わっているの、いつから学校を再開するとか、いつまで臨時休業しますというような個人の特定につながらない範囲での情報提供はなされています。

一方で、今回、クラスターが起こって校名を公表したところ、通行人の方から心ない誹謗中

傷があって、生徒が心の傷を負ったという事例が生じたので、そういったことを重大に受け止め、県で公表するときは、校名は控えさせていただくという方針にしました。

ただ、御質問にあったとおり、学校では対策をしっかりやっていたのにどこが原因かといったところは、第5波については特に家庭内感染が多かったこともあり、毎日、福祉保健部で午後3時に感染者数を公表して、所見欄に家庭内感染が増えているので気を付けてください等のアナウンスをしていただいています。その打合せには毎回出席しているので、学校関係の情報提供が必要というときには、そういったことも使いながら、周知徹底を図っていきたいと思っています。

**加藤体育保健課長** フッ化物洗口の状況です。

現在、コロナ禍で、全ての市町村で実施はできていません。今、詳しい情報は持ち合わせていないので、どこができていないのか、後ほど御説明しますが、おおむね3分の1程度の市町村で実施が今できていないと把握しています。

実施ができないのは、現在、ステージⅢという状況で、どうしてもリスク回避という点で、周りの理解が得られない状況もあるやに聞いています。

県教育委員会としては、そのような状況の中にあっても対策を講じながら、フッ化物洗口を安全にできるという案内は今しています。コロナの感染状況がさらに収まりを見せてくれば、実施に向けて市町村がまた動き出すと考えています。

**大友委員外議員** 個人が特定されないのはもちろん条件ですけれども、現場の先生からいただいた声で、犯人探しをしたいわけではなくて、しっかりと子どもたちを守っていきたくて。その中で、私たちはクラスターのほかに何に気を付ければいいのかという情報をもっと欲しいと、それをぜひ伝えてくれということだったので、伝えさせていただきました。よろしくをお願いします。

**鴛海委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**鴛海委員長** ほかに御質疑等もないので、⑤から⑧の報告をお願いします。

**簗田学校安全・安心支援課長** 通学路の安全点検について御説明します。

委員会資料の18ページをお開きください。

上部の枠囲みにあるように、通学路の安全点検については、各市町村において、教育委員会、警察、道路管理者等による合同点検を毎年度実施しています。

今年度も5月に県教育委員会から市町村教育委員会に対し、点検を8月末までに終え、県への報告を9月末までとするよう依頼していました。そうした折り、6月28日に千葉県八街市において、下校中の児童の列に飲酒運転のトラックが突っ込み、5人が死傷する事故が発生しました。この事故を受け、県教育委員会では7月2日に市町村教育委員会に対し、当初依頼していた点検スケジュールの1か月前倒しを依頼しました。点検を7月末までに終え、県への報告を8月末までに行うよう再依頼しました。また、7月9日には文部科学省が千葉県の事故を踏まえ、車の速度が上がりやすい箇所や大型車の進入が多い箇所などの点検の観点を示しました。こうしたことを受け、今年度の合同点検が6月から7月にかけて実施されました。

合同点検後、市町村での確認作業を経て、点検結果が県教育委員会へ報告されました。点検結果を受け、今後、道路管理者、警察、学校等で対策を検討、実施していきます。

19ページをお開きください。

各市町村から報告された点検結果の一覧です。危険・要注意箇所は、全体で927か所です。その右の欄に文部科学省が示した観点到該当する箇所等を内訳で示しています。文部科学省が示した観点は、資料下側の枠囲みの三つの観点で、車の速度の上がりやすい箇所や大型車の進入が多い箇所、過去にヒヤリハット事例があった箇所、保護者や地域住民などから改善要請があった箇所となっています。それらに該当する箇所が589か所となっています。

全体の合計欄の下に箇所数の推移を示していますが、令和2年度と比較すると約300か所

の増となっています。これは、千葉県の事故を受けて、各市町村で、より積極的に危険箇所の把握に努めた結果と考えています。

今後は、点検結果として報告された箇所について、道路管理者、警察等関係機関で精査の上、具体的な対策を検討、実施していきますが、あわせて、教育委員会、学校において、登下校指導や見守り活動などを引き続き実施していきます。

**山上教育財務課長** 豊学校及びさくらの杜高等支援学校の校舎新築工事の進捗状況について、御報告します。

委員会資料の20ページをお開きください。

資料の一番上にあるように、新しい豊学校は、現豊学校敷地に鉄筋コンクリート造り4階建てを2棟、その下の、さくらの杜高等支援学校は、現豊学校敷地に鉄筋コンクリート造り6階建てを1棟、それぞれ令和2年度から着工し令和4年度の開校に向けて工事を進めているところです。

工事の進捗についてですが、豊学校は、当初の計画どおり進んでおり、進捗率は約60%となっています。

さくらの杜高等支援学校の工事においては、下段の変更事項にあるように、想定を超える地下水位や軟弱地盤により、土留め工事や地盤改良工事が必要になり、工事費の増額変更が生じることとなりました。

これにより、契約金額は、当初9億5,820万1千円に対し、約7,700万円の増額を見込んでいます。進捗率としては約60%となっており、工期に変更はありません。

この変更については、次回の令和3年第4回定例県議会において金額変更の契約議案を上程したいと考えています。

続いて、公社等外郭団体の経営状況等を御報告します。

お手元の資料、県出資法人等の経営状況報告概要書県有地の信託に係る事務の処理状況報告概要書の30ページを御覧ください。

公益財団法人大分県奨学会の経営状況について御報告します。

項目2を御覧ください。

県は、資本金等の総額20億3,417万3千円の23.4%にあたる4億7,591万1千円を出資しています。

項目3の事業内容ですが、高校生や大学生に対して奨学金の貸与を行っており、令和2年度は、高等学校等奨学金は、延べ1,464人に対し、3億4,621万円、大学奨学金は、305人に対し、1億7,460万4千円、合計延べ1,769人に対し、5億2,081万4千円を貸与しています。

次に、項目4の2年度決算状況ですが、正味財産増減計算書の下から2行目の正味財産期末残高は、40億5,288万2千円であり、当期の正味財産増減額は、92万8千円の減となっています。正味財産が減少した理由は、保有債券の時価が下落したことにより、基本財産の評価額が減少したことが主なものです。

項目5の問題点及び懸案事項については、奨学金の返還時期を迎える対象者の増に伴う滞納者の増加等により、返還率は80%を下回る状況にあることから、将来の奨学金事業の財源確保と法人経営の安定化のため、返還金の確実な回収が課題となっています。

項目6の対策及び処理状況については、平成24年度から債権回収に専ら従事する職員を2名に増員するとともに、債権管理に精通した人材を配置し、裁判所に対する支払督促申立て等による積極的な債権回収に取り組んでいます。

**加藤体育保健課長** 次に、公益財団法人大分県スポーツ協会の経営状況についてです。

31ページを御覧ください。

項目2を御覧ください。

県は、資本金等の総額1,395万8千円の14.3%にあたる200万円を出資しています。

次に、項目3の事業内容です。本協会は、スポーツを振興し、県民体力の向上とスポーツ精神の養成を通じて、心身の健全な発展を図ることを目的とし、1の国民体育大会等の各種スポーツ大会及びスポーツに関する技能・体力・競技力の向上に対する助成や、指導者の資質向上

等を図る事業をはじめとした以下事業などを実施しています。

次に、項目4の令和2年度の決算状況ですが、左側の正味財産増減計算書を御覧ください。経常収益1億2,010万円に対して、経常費用1億1,616万1千円となっており、当期経常増減額は、393万9千円のプラスとなっています。

次に、項目5の問題点及び懸案事項ですが、県からの負担金が経常収益の7割を超えていることから、引き続き、安定的な自主財源の確保が必要だと考えます。

最後に、対策及び処理状況ですが、財政基盤の確立に向け、引き続き、ホームページ等の広報を通じて、企業・個人に対する賛助会員の拡大に努めます。また、事業の遂行に組織的に取り組めるよう、県としても指導、協力を行っていきます。

**大和教育人事課長** 教職員の懲戒処分について御報告します。

委員会資料の21ページをお開きください。

海洋科学高校実習助手男性32歳を8月6日付けで懲戒免職処分としました。また、監督者責任として、校長を戒告としました。

事案の概要は、同実習助手は令和元年6月15日頃、被害女性が18歳未満であることを知りながら、裸の動画を撮影し、児童ポルノを製造したものです。本人に事情聴取を行った結果、事実が確認されたので、教育委員会として処分を行ったものです。

綱紀粛正について繰り返し注意を喚起してきたにもかかわらず、高度な倫理観を求められる教職員が、このようなあってはならない事件を起こし、深くおわび申し上げます。

今回の事案を受け、改めて全職員に対して、綱紀粛正、服務規律の保持を徹底するとともに、服務研修を行うよう指示しました。また、県内の小中学校等にも市町村教育委員会を通じて、綱紀粛正及び服務規律の保持について、通知したところです。

**鴛海委員長** 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さまから

質疑、御意見等はありませんか。

**原田委員** 通学路に関してです。千葉県の事故が起きたときに、新聞に、多くの車がスピードを上げて走っているのはこれまでも指摘されていた。にもかかわらず、犠牲者が出るまで有効な手立てを取らなかった責任は非常に重いと書いてあったんですけど、それを見て、行政の一端に関わる者として本当にぐさっと胸に刺さるんですよね。

927件の危険箇所が分かったということは、やはり早急に手を打たなければ、その事故と同じようになると思っているんですよね。

先日、新聞でも報道されましたけど、別府でスムーズ横断歩道というのができて、ゾーン30プラスといって、制限速度を30キロに抑えた上で横断歩道を7センチぐらい上げて、カラーリングして、通る車に徐行を呼びかけるんですけど、例えば、盛り上げるまでもなく、色を塗るだけでも違うのかなと、現場を見て思いました。とにかくこの927件は、道路のガードレールとかいろいろ予算がかかると思うんですけど、できるまでの間も何かしなければいけないのではないかなと思っているんですよね。

別府だと149件あって、教育委員会にどうするのと言ったら、いや、これから予算を考えてと。とにかくそれができるまでの間の措置を何かしなければいけないかなと思っているんですけど、教育委員会として——多くが県道ではなくて市道とか町道になるので、各地教育委員会と、その道路課との話になるんでしょうけど、それについてどのようにお考えか、ぜひお聞きしたいと思います。

**箕田学校安全・安心支援課長** 委員が御指摘のように、八街市の事故も地域からも声があったというようなことで、文部科学省もこのたび、こういった観点も示しているということです。

927か所の危険な箇所ということで、八街市の事故もヒューマンエラーという色合いも強いんですけど、同時にやはりそれだけの危険は子どもたちにあるということです。確かに、抜本的な道路改良であるとか必要な部分もあり、今、土木建築部とも話をして、暫定的にできる

ものについては行っていきます。警察とも協議をしているし、それまでに何とかしなければというところについては、今、ほとんどの学校で交通安全マップを作っています。子どもたちが自分の身を守るため、どこが危ないかがそれぞれ分かるように、安全マップもぜひ学校で作ってほしいというのと、出前授業もやっているのので、引き続き、土木建築部、警察等としっかり連携して対応していきたいと思っています。

**猿渡委員** 奨学会の関係です。返還が滞る人が増えているということですが、回収に一生懸命努力するとさきほど説明されたんですが、返還できない人が増えている要因はどういうことでしょうか。コロナの影響もあるのではないかと思うんですけれども。

**山上教育財務課長** 昨年度と比べると返還率は上がっています。全体の返還率が上がりにくいのは、過去の返還していただけていない方の分がどんどん積み上がってきて、今貸している方の返還は、ほぼ自動引き落としになっているので、返還率は上がっています。過去の方々の分のパーセンテージが増えてくるので、返還率はなかなか上がらなくなっています。

**猿渡委員** 今は自動引き落としになっているから回収できると言われたんですが、高校生が多いんですけど、大学でも日本みたいに学費が高いのは、海外ではないですよ。海外ではほとんど無償ですね。そういう中で、自動引き落としで回収できるのはいいんですけども、それで生活できているんだろうかという思いもします。学生が卒業した途端に何百万円という借金を背負って社会人生活をスタートするという今の日本の教育費負担の在り方自体おかしいと、変えなければならないと思っています。コロナ禍で若い人たちは不安定雇用が多かったり、就職が厳しかったりという中で、やはり彼らが生活していけることを考えないと、回収できればいいというものでもないのではないかと思います。実態は把握されているのでしょうか。

**山上教育財務課長** これまで支援金9,900円を全員が払わなくていいという状況でしたが、平成26年度に、所得910万円で区切られ、

それ以上の方は払わなければいけないとなった。そのときに、高校生等奨学給付金という制度が新たにでき、住民税非課税世帯に対して、当時は第1子で国公立高校の場合3万7,400円だったものが、令和3年度の今年は11万100円と上がっています。来年度も概算要求では12万8,900円と。第2子以降はこの金額よりまだ高いんですが、ここら辺が充実してきており、奨学金自体を借りられる方も減少している状況です。

さきほどは返還について申し上げましたが、実際には給付して返してもらわなくていい部分が充実してきたということもあり、奨学金自体を借りる方は実質かなり減ってきています。

(「分かりました」と言う者あり)

**鴛海委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**鴛海委員長** 委員外議員の方は、質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**鴛海委員長** 別に御質疑もないので、以上で諸般の報告を終わります。

この際、何かありませんか。

**加藤体育保健課長** さきほど御質問いただきましたフッ化物洗口について、現在休止中の市町村は、中津市、宇佐市、姫島村、大分市、津久見市、臼杵市の6市町村で、この調査は7月8日現在です。(「ありがとうございます」と言う者あり)

**猿渡委員** 2点聞きたいんですが、1点目が、今日の地元紙に大分市教育委員会で多様な性の在り方に配慮して中学などの制服見直し、標準服導入を協議という報道がありました。

来年中学に入る女の子でスカートをはきたくないが、それをとても負担に思っているという話を聞いて、そういう揺らいだりする時期だし、多様な性を尊重することが、今、非常に大事になっていると思うんですね。そういう中で、県立学校に関して制服が選択できる学校もあると聞いているが、多くはそうではないと思うんですね。

同世代の友人は、当時、高校は制服がなく私

服だったが、派手な子はいなかったという話をいつもするんです。だから、大分市が方向を示しているような標準服だとか、私服でもいいよとか、体操服でもいいよとか、そういう対応は必要ではないかと思うんですね。すぐに選択できる制服に変えればいいけれども、なかなかそうはいかないと思うし、そういう幅のある対応だとか、今後に向けて制服の在り方を検討していくことが必要と思うんですけど、その辺の方向性と考え方をお聞きしたいと思います。

**三浦高校教育課長** 県立高校の制服、選択制の状況についてお答えします。

現段階で40校、全日制の高等学校があります。定時制等は制服がない状況もあるので、全日制で40校ありますが、既に制服選択制を導入している学校は16校です。今後導入を検討している学校は13校、今後導入するかどうかを含めて検討中なのが8校、現在導入していない、検討していない学校が3校です。既に導入している学校については、ズボンとスカートの選択を可能にしているとか、女子のスラックスを可能にしているとか、そういう状況です。

各学校で制服については検討しており、中には、制服をどうするかについて、OBの方の意見があったりもするので、その辺はしっかり検討していきたいと。ただ、選択するという状況については、県立高校はかなり進んでいるという状況は把握しています。

**猿渡委員** 選択制になるまでの過程で、どうしても抵抗があったりする生徒もいると思うんですね。そういう場合に、柔軟に対応できる配慮をしていただきたいと思います。どうでしょうか。

**三浦高校教育課長** 生徒一人一人の状況についての配慮は当然しなければならないと考えています。そこは学校が主体的になって、生徒一人一人の状況をしっかり把握しながら、引き続き、そういう状況を支援していきたいと考えています。

**猿渡委員** 2点目ですが、南石垣支援学校で給食を喉に詰まらせた死亡事故があり、最近も報道されています。非常に残念でならないのが、

事故があった後のいろんな経過の中で、遺族との信頼関係を取り戻していかないといけない、難しいけれども、やはり信頼を回復していかないといけないと思うんですね。ところが、そうではなくて、逆に、ますます信頼を失ってしまっている、不信を買ってしまっている経過があると思うんです。

カルテの提供のことで報道されているわけですが、遺族が説明を求めて質問書を出しているけれども、それに回答もないと聞いています。きちんと遺族とコミュニケーションを取って、説明するとか、質問されたら答えるとか、最初の段階でも報道に話したことが事実と違ったとかあったと思いますが、そんなときにも間違っていたら間違っていたで遺族にきちんと謝るとかをしていかないとなますます不信になってしまう。それは県民全体の県教育に対する不信につながってしまう、それを非常に危惧しています。誠意ある対応が本当に求められると思うんですね。

裁判になっているので、余り踏み込んで言いませんが、ますます不信を買ってしまっている、傷ついた遺族をますます傷つける形になってしまっている、そのことが残念でなりません。やはりそういう対応を改めないといけないと思うんですけれども、どうでしょうか。

**友成特別支援教育課長** 南石垣支援学校のことについては、確かに今、係争中なので、直接裁判に関わる内容について応じるのはなかなか難しい部分もあります。

ただ、県としては、今後安全な給食ができるように、事故調査委員会の提言を受けて、それに対しての取組は昨年度も報告したし、今後もそういった取組を充実させていくよう考えています。

**猿渡委員** 事故調査の報告書も全部読みましたが、本当にいくつもいろんな段階で、もうちょっと違った対応をしていたらなという思いでした。教育長、いかがですかね。

やはり遺族を傷つけている、結果としてそうになってしまっているんですね。だから、それがまた県民の不信につながってしまうし、教育

への信頼を回復しないといけない中で、もっと誠意ある対応が必要だと常々思っているんですけども、いかがでしょう。

**岡本教育長** 本件に限らず、私どもは県民の信頼を回復する、逆に言うと委員がおっしゃるような県民からの不信を招くことがないように常々気遣っているところなので、私どものできる範囲でしっかり誠意はお見せしたいと思っています。（「ぜひよろしくお願いします」という者あり）

**小嶋委員** 教えていただければと思いますが、さきほど吉村副委員長から話があった件です。一般質問でICTの関係について質問して、教育長からも答弁をいただきました。私が申し上げたいいくつかの課題は、今後、現場の状況なども私なりに調べて、提言できるところが多分出てくると思うので、いろいろな意味での提案をしたいと申し上げておきます。

答弁に対して、また委員会などでも議論させてくださいと申し上げたので、今日のところはそういう言い方をしたいと思いますが、1点だけ、町田で起こった問題について、さきほど吉村副委員長からチャットの話がありました。本県の場合は、グルーピングするときに教員が入るので、そういう問題は起こらないだろうということですけど、タブレットを持って帰ったらWi-Fiでつながるわけですよね。私はグーグルメールですが、そういうのを子どもがどこかで覚えて、個別にメールアドレスを持ってやり始める。チャットの中は教員が入るからいろいろできないけれども、そういうやり取りをすることがこれから先、可能性としてはゼロではないだろうというときに、そのことそのものも子どもたちにさせないような仕組みにしておかなければならないと思います。本県は、町田のような状況に絶対至ることはないということについて、もう一度確認をしたいと思います。

**神崎教育デジタル改革室長** 今、配備しているタブレットはそういう設定にはなっているんですけども、個人携帯は個人の持ち物なので、これについては情報モラルや、道徳教育といった教育の部分で補っていくしかできないと。あ

くまでも県が配備しているタブレットではメールのアカウントもできませんし、やり取りはさきほど申し上げたように教員が入っている中ではできないようになっている、外部からの通信は遮断しているの、メール等も入ってこないようにはなっています。ただ、技術が発達していくと、抜け道であるとか、ウイルスが入ってきたりとかいうこともあるので、絶対かと言われると、そこはイタチごっこのようになりますが、そういった事象があれば、我々はシステムでブロックするように日々努力をしていくし、市町村に対してもアドバイスできると思うので、そういった声があればお知らせいただければと思います。

今やっていますが、しっかり情報モラル教育も充実しながら取り組んでいきたいと考えています。

**小嶋委員** ありがとうございます。大体イメージどおりだと確認できました。

全体的に学校からタブレットを持って帰るようになっているんだろうと思います。その取扱いについては、しっかり情報モラルを徹底できるように、教育庁をあげてぜひよろしくお願います。

**麻生委員** 2点お願いします。

実りの秋を迎えました。私は、子どものときは学校の給食が楽しみで、それしかなかったんですが、県産食材について、コロナ禍で農家とか漁師とか、本当に御苦労されていらっしゃる中で、学校給食におおいた和牛が出てきて、めちゃくちゃおいしかったと、子ども、先生にも評判がいいと聞いているので、思う存分予算を取りに行って、農林水産部と交渉して、どんとお父さん、お母さんの産地の誇りをしっかり根付かせるように頑張ってもらいたいなど、それが1点。

それから、なかなか本を読まないのが課題のようですが、読めと言ってもなかなか読まないと思います。全生徒児童にタブレットを渡して、そのタブレットで本や作者を紹介するとか、動画できっかけをつくるとか、いろいろ方法はあると思うので、そういう工夫をしっかりやって

ください。以上2点、終わります。

**平岩委員外議員** 質問ではないんですが、9月19日に親の会が主催した不登校を考えるシンポジウムが行われて、そのときに県の方たちも来て説明をしてくださって、とても有意義だったなと思うんですが、会場には不登校が本当に多いんだなというのを思わせる若い先生方がたくさんいて、みんな悩んでいるんだなと思いました。

今は登校刺激を与えるなという時代なので、不登校をいかに支えていくかということだと思うんですが、なぜ不登校になったのか、なぜフリースクールだったら行けるのか。私は委員外議員なので、ここでいろいろ語り合う時間はないと思いますが、そこをこれから考えていかなければいけないと思うし、高校教育課の方は御存じだと思いますが、爽風館高校の高校生が全国高校総合文化祭で最優秀賞を取ったと。私もそれを読みましたが、「夏みかんと春の風」という作品がとてもすばらしく、1回落ちてしまったんだけど、またそこから何かを見付けて、またいい出会いがあって、そこから感性を發揮させながら成長していくという見本だなと思ったんですね。

だから、これから私たちは、いわゆる学校に来られない、不登校になってきた子どもたちの親の苦しみも感じながらも、どうやったらその子が社会的に適応していけるようになるかというのを一緒に考えていかなければいけないとつくづく思ったので、この時間をお借りして、お伝えさせていただきました。これからもよろしくをお願いします。

**鴛海委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**鴛海委員長** ほかにないようですので、これをもって教育委員会関係の審査を終わります。

執行部はお疲れさまでした。

委員の皆さまは、この後、協議を行うのでそのまま御着席願います。

〔委員外議員、教育委員会退室〕

**鴛海委員長** これより、内部協議を行います。

まず、閉会中の所管事務調査の件について、お諮りします。

お手元に配付のとおり、各事項について閉会中の継続調査をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**鴛海委員長** 御異議がありませんので、所定の手続を取ることにします。

次に、今年度の県外調査ですが、新型コロナウイルスの影響で延期としていました。

私としては、状況を勘案して、現時点では保留としたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**鴛海委員長** それではそのようにします。

最後に、県内調査についてです。学校現場の調査が延期になっていましたが、日々、新型コロナウイルス感染症の感染状況が変化しています。そのため現時点では決定せずに、今後の状況を注視しながら決定したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「委員長に一任」と言う者あり〕

**鴛海委員長** それではそのようにします。

お手元に日程調査票をお配りしています。状況を見ながら調査を行いたいと思いますので、事務局まで御提出ください。

最後に、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**鴛海委員長** 別にないようですので、これをもって委員会を終わります。

お疲れさまでした。